

信託銀行による暗号資産の信託の受託（内閣府令の改正）

改正の概要

- 現状、暗号資産の信託の受託は、信託会社が行うことが可能（信託銀行は受託不可）。
 - 暗号資産の信託のうち、管理型信託業（いわゆるカストディ業務）について、業務方法書の変更認可手続を経た上で、信託銀行が受託することを可能とする制度改正案を公表^(注)。
- ⇒ 暗号資産を含め、デジタル資産のカストディ業務の担い手が増加することにより、利用者保護を図りつつ、利用者の利便性を高める金融イノベーションの創出に繋がることを期待。

(注) 2022年6月30日、改正案（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（内閣府令）等）を公表。

デジタル資産	信託銀行によるカストディ業務
電子記録移転有価証券表示権利等 (いわゆる証券トークン)	○
電子決済手段 ^(注) (いわゆるステーブルコイン) (注) 令和4年資金決済法等の一部改正により規定 (1年以内施行)	○
暗号資産	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">×→○</div> <p style="text-align: center; color: red;">今回の内閣府令改正</p>